

原子力発電環境整備機構
理事長 近藤 駿 介 殿

原子力発電環境整備機構
情報公開審査委員会
座長 新保 雄司

答 申 書

2018年9月12日付で原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）から当委員会へ諮問された2018年度諮問第4号（「2017年12月26日付で受付けた情報公開請求書の機構資料」の取扱について）に対し、当委員会は、審議の結果に基づき、以下のとおり答申する。

第1 答申の趣旨

本請求に対して機構は、情報公開規程（以下「規程」という。）第14条により、公開の決定等をする期限を「相当の部分」と「残りの機構資料」とに分けて定めており、本答申は後者の機構資料のうち審議未了分全てを対象とするものである。

公開請求のなされた機構資料について、個人情報、法人等情報、審議・検討又は協議に関する情報、及び事務又は事業に関する情報に該当する部分を非公開とすることは妥当と認められる。

第2 答申の理由

1. 情報公開請求に係る機構資料

「2017-4-1」

NUMOによる全国各地での対話活動のうち、経済団体等の訪問実績（2015年度、2016年度、2017年度）の団体名、時期、内容に関して本情報公開請求書の受付日時時点で機構が所有している資料のいっさい。

「2017-4-2」

2015年4月以降の「全国シンポジウム」「地層処分セミナー」「地層処分意見交換会」「科学的特性マップに関する意見交換会」を巡る学生動員問題に関して、本情報公開請求書の受付日時時点で機構が所有している資料のいっさい（NUMOがオーシャナイズや地域力活性化研究室等に聞き取りした結果やNUMO内で作成した調査結果に関する資料など）

○「全国シンポジウム」、「地層処分セミナー」、「地層処分意見交換会」、「科学的特性マップに関する意見交換会」は各々以下を指すものとする。

- ・2015年5月～6月、2015年10月、2016年5月～6月及び2017年5月～6月に実施した「全国シンポジウム『いま改めて考えよう地層処分』」
- ・2016年7月～10月及び2017年2月～3月に実施した「地層処分セミナー『高レベル放射性廃棄物について考える』」
- ・2016年10月～11月に実施した「地層処分意見交換会『高レベル放射性廃棄物について考える』」
- ・2017年10月17日より実施中の「科学的特性マップに関する意見交換会」

2. 情報公開請求に対する機構の説明

・公開の取扱い

経済団体等訪問に係る資料のうち、以下は「2017-4-1」に該当する機構資料である。

- ①実施報告、概要メモ等
- ②NUMO ホームページ掲載原稿
- ③説明資料
- ④質問とそれに対する回答、アンケートへの回答及び出席者のレポート
- ⑤アンケート用紙及びアンケート集計結果
- ⑥記録写真
- ⑦訪問時の音声データ
- ⑧出席者名簿
- ⑨作成途中段階の資料

上記資料のうち、①については、

a. 文書全体を非公開とする。

b. 「正式応募前」又は「国が関係地方公共団体に申し入れる旨を公にする前、又は公になる前」の「市町村等を含む地方公共団体」の「名称若しくは名称を特定する情報」（他の情報を組み合わせることにより特定可能となるものを含む。以下「市町村等識別情報」という。）を含む情報は、資料の存否を明らかにしないで非公開とする。

なお、請求者には「公開請求のなされた情報は、規程第10条により、資料の存否を明らかにしないで非公開とすることができるものに該当する可能性があります。」と、資料の存否にかかわらず付言する。

また、⑤は公開、③は部分公開、②、④、⑥、⑦、⑧、⑨は非公開とする。

3. 当委員会の判断

上記資料①には、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるものであって規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「3. 審議、検討又は協議に関する情報」に該当する情報、又は機構の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであって「4. 事務又は事業に関する情報」に該当する情報が含まれるため、また、それらの非公開情報を除いた部分に有意の情報が記録されていないことから、上記資料全体を規程第8条の規定により非公開とすることは妥当である。

また、本請求には、規程別表第2「4. 事務又は事業に関する情報」に該当する「市町村等識別情報」があり得ることが認められ、当該情報が記載された資料が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報である「市町村等識別情報」を公開することとなるものと認められるため、請求者に「公開請求のなされた情報は、規程第10条により、資料の存否を明らかにしないで非公開とすることができるものに該当する可能性があります。」と、資料の存否にかかわらず付言することは妥当と判断する。

②は、機構が現在HP上で公表している資料を作成する途中段階にある資料であり、公にすることにより、機構の業務の遂行についての誤解を生じるおそれのあるものであって、規程別表第2の非公開情報のうち「3. 審議、検討又は協議に関する情報」に該当するため、非公開とすることは妥当である。

③のうち、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより識別することができることとなるものを含む。）又は公にすることにより法人等の正当な利益を害するおそれがあるものは、規程別表第2の非公開情報のうち、各々「1. 個人情報」、「2. 法人等情報」に該当するため、③について部分公開とすることは妥当である。

④は、公開すると率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあることから規程別表第2の非公開情報のうち「3. 審議、検討又は協議に関する情報」に該当する情報、又は機構の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから「4. 事務又は事業に関する情報」に該当する情報であり、また、規程第8条により非公開情報を除いた部分に有意の情報が記録されていないため、非公開とすることは妥当である。

⑥及び⑧は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより識別することができることとなるものを含む。）又は公にすることにより当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるものであり、規程別表第2の非公開情報のうち、各々「1. 個人情報」、「2. 法人等情報」に該当する情報であり、また、規程第8条により非公開情報を除いた部分に有意の情報が記録されていないため、非公開とすることは妥当である。

⑦及び⑨は、公にすることにより機構の業務の遂行についての誤解を生じるおそれのあるものであって、規程別表第2に定める非公開情報のうち「3. 審議、検討又は協議に関する情報」に該当する情報であるため、非公開とすることは妥当である。

第3 審議の経緯

- | | | | |
|-----|-------|-------|-------------------|
| (1) | 2018年 | 9月12日 | 情報公開審査委員会に諮問 |
| (2) | 2018年 | 9月13日 | 第37回情報公開審査委員会で審議 |
| (3) | 2018年 | 9月18日 | 原子力発電環境整備機構理事長に答申 |

原子力発電環境整備機構 情報公開審査委員会

委員	(座長)	新保 雄司
委員長		伊東 健次
委員長代理		加藤 一郎